

専決処分の報告について

工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年9月5日提出

秦野市長 古谷 義幸





## 専 決 処 分 書

クリーンセンター建設に伴う利便施設新築工事（建築）（平成28年度継続費設定）の請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 契約の目的

名水はだの富士見の湯の新築

### 2 契約の変更事項

#### (1) 原契約金額

347,220,000円

#### (2) 変更後の契約金額

348,854,040円

#### (3) 変更する額

1,634,040円の増額（0.47パーセント増）

### 3 契約の相手方

秦野市鈴張町7番7号

コラム・ハウスプロジェクト共同企業体

代表者 株式会社コラム建設

代表取締役 榑 島 辰 彦

構成員 秦野市鈴張町7番7号

株式会社コラム建設

代表取締役 榑 島 辰 彦

構成員 秦野市曾屋4041番地の5

有限会社ハウスプロジェクト

代表取締役 今 野 幸 枝

平成29年7月12日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

「名水はだの富士見の湯」の2階休憩室、マッサージ室及び食堂の壁の一部について、秦野産ヒノキ材を使った腰壁とするため、原契約請負代金の額を増額する。